

農林水産省予算関連資料

農林水産省

食育活動の全国展開事業委託費（継続）

【60（60）百万円】

対策のポイント

食育推進全国大会等を行い、食育の全国展開を図ります。また、国民のニーズや特性を分析し、食育推進方策を提示します。

<背景／課題>

- ・近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要です。
- ・平成28年4月に、食育推進事務が内閣府から農林水産省へ移管され、農林水産省が関係府省と連携しながら食育の全国展開を図っていく必要があります。
- ・第3次食育推進基本計画においては、食育に関心を持っている国民を平成32年度までに90%以上を目指す等の目標を設定するとともに、「国は、国民のニーズや特性を分析、把握した上で、それぞれの対象者に合わせて具体的な推進方策を検討し、適切な情報を提供する。」とされており、対象者に合わせた食育を推進していくことが求められています。

政策目標

食育に関心を持っている国民の割合の向上

（75%（平成27年度）→90%以上（平成32年度））

<内容>

1. 事業内容

食育推進全国大会や食育優良活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき国民のニーズや特性を調査・分析し、実践的な食育推進方策の検討や普及のためのセミナーを行います。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成25年度～32年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者行政・食育課（03-6744-1971）]

地域の魅力再発見食育推進事業

【平成29年度予算概算決定額：280（一）百万円】

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進

背景と課題

第3次食育推進基本計画の決定（平成28年3月）

<重点課題>

- ・多様な暮らしに対応した食育の推進
- ・食の循環や環境を意識した食育の推進
- ・食文化の継承に向けた食育の推進 等

<目標(H32)>

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす

食育推進の総合調整機能が内閣府から農林水産省へ移管（平成28年4月）

第3次計画の目標達成に向けた地域における総合的な食育活動を支援

○目的

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援

○支援内容

- ・地域食文化の継承
- ・和食給食の普及
- ・共食機会の提供
- ・農林漁業体験機会の提供
- ・食育を推進するリーダーの育成
- ・日本型食生活の推進
- ・食品ロスの削減



○補助率：1／2以内

○交付先：都道府県、政令指定都市

○事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

食文化や食生活の改善等に対する意識の向上、地場産食材の活用割合の増加 等

第3次食育推進基本計画の目標達成（32年度）を目指す

「和食」と地域食文化継承推進事業 【平成29年度予算概算決定額 60(212)百万円】

第3次食育推進基本計画(平成28年3月食育推進会議決定)を踏まえ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を次世代に継承していくため、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある層を中心に、和食文化の普及活動や情報発信を実施

現状と課題

- 第3次食育推進基本計画に掲げられた食文化の継承等の重点課題の解決に向けた取組を推進する必要。
- 食が多様化する中で、家庭の食生活を一過性ではなく、継続的に和食化し、和食文化を継承していくには、食習慣を形成・転換するキッカケのある時期の人々をターゲットにする必要。
- 和食文化をテーマとした地域ごとの食育活動の展開に向け、マニュアル作成等の環境整備が必要。

「和食」と地域食文化継承推進事業

「和食」継承事業(委託事業)

幼少期の子ども、育児ママ等、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある者に対し、和食文化に慣れ親しむための普及活動を実施。
和食文化をテーマとした地域ごとの食育活動の展開に向け、マニュアル作成等の環境整備を実施。

幼少期

青年期

壮年期

老年期

【食生活形成期】

- ・幼児が味覚の形成期に和食に慣れ親しむことで和食好きとなる。
- ・学校給食で和食を提供することで和食を食べる食習慣が形成される。



【育児期】

子どもの健康への影響を考え、食習慣への関心が生まれる。



「和食」情報発信事業(委託事業)

メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信して、保護・継承に向けた機運の醸成を図る。



他事業との連携

和食給食普及マニュアル(学校栄養士向け)
育児世代向け和食普及マニュアル(保健師向け)等の提供

【地域の魅力再発見食育推進事業(補助事業)】

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち食文化の継承事業等、当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援。

- ・地域食文化の継承、和食給食の普及 など



和食文化の普及・継承、地域における食育の推進

第3次食育推進基本計画の目標達成

日本の食消費拡大国民運動推進事業

平成29年度予算概算決定額：288(388)百万円

- 今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念。
- このため、民間事業者・団体、消費者、国が一体となって国産農林水産物の魅力を広く発信すること等を通じて、消費者が日本の食の素晴らしさを再認識することにより、国産農林水産物の消費拡大を推進。

日本の食消費拡大国民運動推進事業

日本の食の魅力や生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組、食品事業者等が国産農林水産物の利用を積極的に進める取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を行うとともに、地産地消を推進するコーディネーターの育成・派遣等を支援。

食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業（委託）



体験等を通じて日本の食の魅力や生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組を実施



第8回 フード・アクション・ニッポン アワード2016



（参考）フード・アクション・ニッポンアワード2016
受賞作品の例

国産農林水産物の消費拡大につながる商品や地産地消の取組を表彰し、生産者の想いとともに地域産品を消費者に発信

- 食品関連業者等における国産農林水産物の利用促進
- 地産地消など国産消費拡大の優良事例の横展開

地域の食の絆強化推進運動事業（補助）

学校給食等への地場産食材の供給の取組をはじめとした地産地消の優良事例を普及するコーディネーターの育成・派遣等を支援



（研修会の開催）



（専門人材の派遣）

国産農林水産物の消費拡大



健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業

[平成29年度予算概算決定額：173(388)百万円]

- 機能性表示食品制度を活用して健康関連の食市場（いわゆる健康食品の市場規模の直近で1.2兆円）を開拓するため、地域の食の健康ブランドづくりや食育の推進に関する取組を支援するとともに、制度活用ノウハウの情報提供など、機能性表示食品制度等を活用促進のための環境整備を支援します。

健康関連の食市場開拓支援

1. 機能性農産物等の食による健康都市づくり支援(補助)

機能性農産物等を利用して健康都市づくりを目指す地域協議会を支援します



機能性農産物の活用促進

2. 食産業における機能性農産物活用促進事業

① 機能性表示食品制度活用推進環境整備(補助)

生産者や地域の食品企業が機能性表示食品を活用しやすい環境を整えます

- ・活用推進の人材を育成する研修実施
- ・食習慣・健康データを活用した食生活改善ツールの開発及び実証



② 機能性農産物等活用バリューチェーン構築調査(委託)

機能性農産物等の需要拡大を推進するため、大口の需要先となる外食・中食産業において、機能性農産物等を積極的に活用できる環境を整えます

- ・機能性農産物を取り扱う際のバリューチェーン上の課題を実証的に調査
- ・商品化に向けた具体的検討・調査



地域健康食ブランドづくり、次世代ヘルスケア関連の食産業の創出

食品リサイクル促進等総合対策事業

平成29年度予算概算決定額 78(77)百万円

現状と課題

- 食品ロスの要因の一つとされている商慣習の見直しについて、平成24年度から27年度にかけて検討
- 生産・流通などの過程で発生する未利用食品を必要としている人や施設に届けるフードバンク活動が広がり始めたところ

対 応

- 製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための更なる取組を推進、消費者への理解の促進
- フードバンクの利用促進や資質の向上

新たに以下の取組を拡充

食品産業における食品ロス削減の促進

事業内容

食品ロスの要因の一つとなっている商慣習について更なる見直しを行うとともに、見直しの取組について消費者理解を促進

具体的内容

【検討する取組】

- ・加工食品の納品期限を緩和する対象品目の拡大
- ・商慣習の見直しに取り組む企業の拡大等



対象品目
拡 大

【情報発信】

- ・食品関連事業者の商慣習の見直しに向けた取組の内容について、消費者への理解促進につながる広報資材を作成し情報を発信

事業内容

食品関連事業者等によるフードバンクの利用を促進するとともに、フードバンクの資質向上を推進

具体的内容

【利用促進】

- ・食品関連事業者、福祉関係団体及び地方公共団体等を対象としたセミナーの開催

【資質向上】

- ・フードバンクの資質を向上するための衛生管理技術等講習会の開催



商慣習の見直しによる食品ロスの削減、フードバンク活動の活性化

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。

農泊推進対策（新規）

- 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った「農泊地域」の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築
- ・伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年 等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1／2等

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援
- 福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援



活動計画づくり



高齢者のいきがい農園の整備



障害者による玉ねぎ収穫

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：
 - 都市農村共生・対流対策：上限2年
 - 地域活性化対策：上限5年
- 交付率：定額（上限800万円等）、1／2

山村活性化対策

- 特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援



地域産品の加工・商品化

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（上限1,000万円）

農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設



就業のために必要な研修施設

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1／2等）

主な重点プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

「農」と福祉の連携プロジェクト

農親連携プロジェクト

空き家・廃校活用交流プロジェクト

環境省予算関連資料

環境省



食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費

平成29年度予算（案）
68百万円（35百万円）

背景・目的

平成27年7月に策定された食品リサイクル法の新たな基本方針、同年10月の国連持続可能な開発目標（2030年までに小売・消費レベルでの世界全体の一人当たり食料廃棄を半減）等を踏まえ、特に食品リサイクルが低調な食品小売業者・外食産業についての再生利用等実施率の向上のほか、家庭系食品ロス・食品リサイクルの実態把握の促進・優良事例の展開のための施策を講じる必要がある。

一方、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案を受けて、食品関連事業者による転売防止対策に関する省令改正等を行うとともに、食品リサイクル事業者への指導を強化する必要がある。

事業概要

1. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3R促進事業(13,650千円)
○食品関連事業者の発生抑制・再生利用等の取組実態調査を実施。

○食品関連事業者等による再生利用等促進のための情報整理事業を実施。

2. 食品関連事業者による取組支援事業(31,446千円)

○食品廃棄物の転売防止対策の観点から、信頼性の高いリサイクル事業者を選択するよう促すため、優良事業者を評価するための客観的な基準を作成するのに必要な調査を実施。

○各地域におけるリサイクルループ形成促進や登録再生利用事業者の育成等のため、リサイクルループ等の事業の実施状況・事業化動向調査、事業者・自治体向けのセミナー等を活用したマッチングを実施。

○食品関連事業者及び登録再生利用事業者等への指導を強化。

3. 地域力を活かした食品ロス削減等促進事業(22,463千円)

○食品ロス・リサイクルに係る市町村の取組状況の実態調査を実施するとともに、市町村における、家庭系食品廃棄物・食品ロスの排出状況の実態把握や、3R見える化ツールなどを活用した家庭系食品ロス削減取組を支援。

○学校給食等の実施に伴い排出される廃棄物の3R促進のモデル事業を実施。

事業目的・概要等

事業スキーム

環境省
(施策の検討)

調査の請負発注

成果の報告

請負事業者

(モデル事業実施地域を公募)

期待される効果

家庭・学校給食等から排出されるものも含めた食品ロスの実態把握が進み、食品ロス削減の先進事例の共有が図られる。また、食品リサイクル法基本方針に基づく食品関連事業者の再生利用等の実施率が向上するとともに、地域循環圏の構築が促進される。

イメージ

食べられるのに捨てられる「食品ロス」が年間632万トン

食品流通の川下（小売、外食、家庭）ほど再生利用が低調

食品ロスの削減

再生利用等実施率向上

地域循環圏構築促進

- ・官民あがた食品ロス削減の取組
- ・適正な再生利用等の実施の確保
- ・リサイクルループ形成促進
- ・地域の実情に応じた再生利用の促進

